平成２３年（フ）第５５７号
千葉県我孫子市我孫子１丁目22番17号
債務者　高橋　賀世
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４５号
千葉県我孫子市我孫子３丁目30番５号　102号
債務者　山口　和彦
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５０号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目12番地25
債務者　倉本　　篤
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５６号
千葉県松戸市五香８丁目39番地の５　五香スクールハイツⅡ―105号
債務者　鈴木　和美（旧姓境木）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５８号
千葉県松戸市東平賀202番地の１　サンモールＢ―103号
債務者　平良　幸代
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５９号
千葉県松戸市下矢切186番地の２　南台ハイツ201号
債務者　張谷　利男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６６２号
千葉県松戸市松戸新田579番地　第三真寿美荘105号
債務者　柴田亜矢子こと　金　　亀子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６６５号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目２番地５
債務者　松田　博行
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６７１号
千葉県野田市柳沢56番地の10　ＡＦマンション403
債務者　田村　忠雄
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６７６号
千葉県柏市亀甲台町１丁目９番３号
債務者　工藤　清昭
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６７７号
千葉県柏市亀甲台町１丁目９番３号
債務者　工藤ハルエ
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８３号
千葉県柏市豊上町16番地20
債務者　大和　康子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８７号
千葉県松戸市小金清志町１丁目２番地の８　みゆきハイツ102号
債務者　安澤　直樹
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６８９号
千葉県柏市西原２丁目７番１号　レオパレス江戸川台第11―104号
債務者　三浦　　享
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９５号
千葉県流山市大字東深井88番地の38
債務者　間下江里子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９８号
千葉県松戸市常盤平１丁目18番地の８
債務者　鈴木　秀雄
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３１０号
兵庫県伊丹市森本６丁目139番地
債務者　福井　正秋
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３５６号
兵庫県伊丹市野間北１丁目３番７号岸本文化202号、前住所兵庫県伊丹市寺本１丁目136番地１メゾンファミーユ105号
債務者　山内　信二
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部